

河川・海岸における水辺活動に係る安全意識向上啓発及び愛護意識醸成動画 作成等業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

河川及び海岸での水辺活動における安全意識の向上や愛護意識の醸成を目的とした動画作成及び啓発業務委託の受託者を決定する企画提案競技（企画コンペ方式）の実施について、必要な事項を定める。

2 委託の内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり。

3 委託金額の上限

873,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託の期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 参加資格要件

次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業種で、種目が「S-01：広告代理」である者。
- (2) 宮崎県内に本社又は営業所を置く者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の告知方法

県庁ホームページにより告知

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 公告 | 令和7年5月15日(木) |
| (2) 事前説明会 | 実施しない |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和7年6月3日(火)(午後5時必着) |
| (4) 質問等の締切 | 令和7年6月10日(火)(午後5時必着) |
| (5) 企画提案書の提出締切 | 令和7年6月17日(火)(午後5時必着) |
| (6) プレゼンテーション(ヒアリング) | 令和7年6月23日(月) |
| (7) 審査結果の通知 | 令和7年6月下旬予定 |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出するものとする。

- ① 提出先
下記(2)③を参照
- ② 提出期限
令和7年6月3日(火)午後5時必着
- ③ 提出方法
電子メール又はFAX(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案の内容

以下の内容について提案を行うこと。

- ア 動画の構成案
 - ・ 画面構成等が分かる資料とすること。
- イ SNS広告(YouTube等)の配信案
 - ・ 想定する配信媒体、放送回数等を明記すること。
- ウ 河川・海岸における水辺活動安全意識向上啓発及び河川愛護に資するみやざき犬顔出しパネル案
- エ 提案者の実施体制表(担当者名等)
- オ スケジュール案

② 提出書類

ア 企画提案書(8部)

- ・ 提出する企画提案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4版(一部A3版を折り曲げて可)とし、ページ番号を挿入する。
- ・ 縦置き、横置きは自由とする。
- ・ フォントは12ポイント以上を基本とする。

イ 見積書(8部:原本1部、写し7部)

- ・ 仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は税抜き表示とする。

- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。

ウ 誓約書

- ・ 別紙2により提出すること。

③ 提出先

宮崎県県土整備部河川課 水政担当
〒880-8501
宮崎市橋通東2丁目10番1号
TEL 0985-26-7184
FAX 0985-26-7317
E-mail kasen@pref.miyazaki.lg.jp

④ 提出期限

令和7年6月17日（火）午後5時必着

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) プレゼンテーション（ヒアリング）

日時：令和7年6月23日（月）午前10時00分から

場所：宮崎県防災庁舎 5階 防52会議室（予定）

（控室：8階 共用会議室8-2（河川課内））

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

- ① 対象者：(2)に基づき企画提案書を提出期限内に提出した事業者
- ② プレゼンテーション：説明15分、質疑15分の合計30分を基本とする。
※ パソコンを用いてプレゼンテーションを行う場合は、事前に連絡すること。
- ③ 各者の審査順については、企画提案書等の提出順とする。（審査順は後日連絡。）

(4) 審査項目

以下の各項目について評価を行う。

① 内容構成力

- ・ 業務の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ・ 仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。
- ・ 計画的な業務スケジュールとなっているか。

② 独創性

- ・ 県民の関心を引く内容となっているか。
- ・ 提案内容に独創性があるか。

③ 運営体制

- ・ 業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。

④ 経済性

- ・ 提案内容に対し経費の積算は妥当か。また節減が図られているか。
- ⑤ 実績
 - ・ 本業務を受託するにふさわしい同程度の業務実績や熟練度があるか。

(5) 選定方法

複数の審査員において、提案の内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(6) 審査結果の通知

令和7年6月下旬頃に、採択・不採択にかかわらず書面にて通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、本委託業務の契約手続を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は、全て宮崎県に帰属するものとする。また、制作物が他社の肖像権、所有権、著作権を侵すものであってはならない。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払は、精算払とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 仕様書及び企画提案競技についての質問は、質問書（別紙3）により、令和7年6月10日（火）午後5時までに、下記問合せ先まで電子メールまたはファックスで送付すること。問合せ内容及び回答については、軽微なものを除き、競技会への参加申込書を提出した全ての者にメールで送付する。（質問者名は公表しない。）

12 問合せ先

宮崎県県土整備部河川課 水政担当

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

TEL 0985-26-7184

FAX 0985-26-7317

E-mail kasen@pref.miyazaki.lg.jp